

令和 8 (2026) 年度スタートアップ企業応援コミュニティ構築事業 業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する令和 8 (2026) 年度スタートアップ企業応援コミュニティ構築事業を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和 8 (2026) 年度スタートアップ企業応援コミュニティ構築事業業務

2 事業の目的

革新的な技術やアイデアによってイノベーションを生み出し、これまでになかった製品やサービスを提供するとともに、社会課題の解決が期待できる企業（以下「スタートアップ企業等」という。）は、付加価値を創出し、新たな成長の流れを生み出す地域経済の牽引役となるとともに、若者や女性の雇用の受け皿となることが期待される。

国は、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現するため、官民で一致協力して取り組む目標を掲げた「スタートアップ育成 5 年計画」を策定したほか、令和 7 年 12 月に閣議決定された「地方創生に関する総合戦略」においても、地方に新産業や高付加価値型産業を創出し、地方経済の稼ぐ力を強化するため、スタートアップの創出促進を掲げている。

県においても、課題を整理し取組の方向性を定めた「栃木県スタートアップ企業支援に関する指針」を令和 5 年度に策定し、本県における課題に挙げた「交流の機会不足」の解決に向け、スタートアップ企業が金融機関、支援者及び県内企業等と交流する機会として、スタートアップ企業交流イベントを開催してきたところであるが、単発のイベント開催に留まらず、年間を通じた交流の場やオンラインで双方向につながる場の提供により、スタートアップ企業支援の拠り所となるコミュニティの構築が求められている。

本事業では、既存の交流イベントに加え、起業家や支援者が集う継続的な交流の機会を提供し、潜在的な起業希望者や地域のキーパーソン候補を発掘するほか、スタートアップ企業や起業希望者と支援者等が双方向に情報を共有できる仕組を提供することにより、関係者とのつながりを生み出し、育て、維持していくことで、新たなイノベーションが創出されるコミュニティの構築に努め、本県におけるスタートアップエコシステムを構築することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日（水）まで

4 委託料上限額

12,427,833 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

- (1) 地域コミュニティ構築のための交流会及び大規模交流イベントの企画
ア 概要

主にスタートアップ企業等や起業に関心のある方を対象に、他の企業や金融機関及び支援者等と交流する機会として、県内各地における定期的な交流会（以下「交流会」という。）及び大規模交流イベント（以下「イベント」という。）を開催する。

イ 委託業務内容

(ア) 企画

スタートアップ企業の創出・育成に係る機運醸成を目的とした、交流会及びイベントを企画し実施すること。

併せて、本交流会及びイベントを適切に実施可能な日時・会場の提案及び手配を行うこと。日時には、本交流会及びイベントの開催当日のほか、搬入・設営及び搬出・撤去に要する日時も含めること。

県が想定する時期及び回数、参加人数（開催規模）、会場及び内容は以下のとおりであるが、目的達成のためにより効果的なプログラム等がある場合は提案し、県と受託者が協議の上決定し実施すること。

a 交流会

時期及び回数	令和 8 (2026) 年 6 月から令和 9 (2027) 年 3 月までの平日で計 6 回、1 回 2～3 時間程度 搬入・設営及び搬出・撤去については、交流会当日の開催時間の前後とする。
参加人数	各回とも 20～30 人程度、延べ 180 人程度を想定
会場	本県内各地の交流施設や創業拠点 ※県央・県北・県南の各エリアで 2 日ずつ、計 6 日 (例) ・宇都宮ベンチャーズ（宇都宮市中央 3-1-4） ・まちなか交流プラザ CHAT（鹿沼市下横町 1302-5） ・小山市市民活動センターおやま〜る（小山市城山町 3-7-5） ・複合交流拠点施設 monaca（真岡市荒町 5131） ・トコトコ大田原（大田原市中央 1-3-15） ・那須塩原市図書館 みるる（那須塩原市本町 1-1）
内容	・先輩起業家による成功・失敗事例等の体験談の発表 ・業種を超えて共通する課題をテーマに設定し、テーマに関わりの深い講師を招聘してのセミナー・トークセッション (テーマ例) 人材育成・確保、資金調達、労務管理、知財戦略、AI 活用 など ・参加者同士の意見交換・交流

b イベント

名称	Tochigi STAR☆to UP Night（とちぎスタートアップナイト）
----	---

時期及び回数	令和 8 (2026) 年 8 月から 10 月までの平日で <u>1 回</u> 、午後 1 時～午後 8 時までの間で 4～5 時間程度 (搬入・設営) ・本イベント前日 午前 9 時～午後 8 時 ・本イベント当日 午前 9 時～午後 0 時 (搬出・撤去) ・本イベント当日 イベント終了後～午後 10 時
参加人数	延べ 300 人程度を想定
会場	ライトキューブ宇都宮 (栃木県宇都宮市宮みらい 1 - 20) 中ホール、3 階ホワイエ及び 3 階交流広場 (風のホワイエ)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の先進的なスタートアップ企業等による基調講演 ・県内外の企業や起業を希望する者等によるピッチイベント ・県内外のスタートアップ企業等によるパネルディスカッション ・県内の支援者等によるトークセッション ・企業 PR ブース等の設置 ・出演者等と来場者との交流会 (会場内に交流スペースを設け、常時開催することを想定)

なお、交流会及びイベントの各回について、タイムテーブル及び会場全体のレイアウト図を作成すること。

(2) 連絡調整

会場、出演者、出展者、来場者、関係官公署、関係企業、マスコミ等の関係者に対して、原則、交流会及びイベント開催にかかわる各種連絡調整の一切を行うこと。

出演者及び出展者の募集については、受託者が主に行うが、県においても適宜関係機関への協力依頼を行うこととする。なお、募集後の取りまとめ及び連絡調整については受託者が、出演者および出展者の決定については県が、それぞれ行うこととする。

(3) チラシ等の作成及び広報

交流会及びイベントの各回について、周知のためのチラシ及びデジタル広告等を作成し、県に納品すること。

また、関係機関等へのチラシ配布等のほか、デジタルメディアを活用した情報発信及び広報を実施し、集客に努めること。

県と発信内容を協議の上、県の公式ホームページ及び SNS 等の活用も可とする。

(4) 運営

県と連携、協力し、交流会及びイベントの円滑な運営にあたること。

本交流会及びイベントの会場内に事務局等を設置し、進行及び来場者等の対応をすること。

十分な人員を配置し、来場者等に対し、会場内の安全確保に努めること。

基本的な感染対策を徹底した上で、本交流会及びイベントを実施すること。

(5) 配信

イベントについて、オンライン配信等、対面以外でのイベント内容把握が可能となるよう、録画、撮影を行い対応すること。なお、アーカイブ配信も可とする。

(6) 設営・撤去

交流会及びイベント実施に必要な什器、備品及び消耗品等の調達を行うこと。
綿密な計画と十分な人員の配置により、余裕を持って作業を行うこと。
消防や食品衛生等必要な検査、手続に対し、適切に対応すること。

(7) アンケートの実施・集計

交流会及びイベントの各回の登壇者、出展者及び来場者を対象に、アンケートを実施し、とりまとめ、分析、評価の上、各回県に報告すること。
アンケートの内容については県と受託者が協議の上、決定する。

(8) コミュニティ会員によるネットワークの構築

交流会及びイベントの各回の登壇者、出展者及び来場者を、コミュニティ会員として登録・管理し、双方向の情報共有が可能となるネットワークを構築し、定期的な情報発信・共有等を行うこと。

コミュニティ会員の登録には、Microsoft Forms 等のフォーム作成ツールを使用することを想定している。また、双方向の情報共有には、Slack 等のコミュニケーションツールを使用することを想定している。

(9) その他運営に必要な業務

その他運営に必要な業務を、県の指示に従い行うこと。

6 成果品の提出

受託者は、委託業務完了後、県に対し次のとおり成果品を提出すること。

(1) 成果品

ア 業務完了報告書（任意様式、以下の（ウ）～（キ）については全7回分）

（ア）収支報告書

（イ）実施概要

（ウ）登壇者及び出展者一覧

（エ）制作物一覧

（オ）来場者数

（カ）出展者及び来場者へのアンケート結果

（キ）写真記録（ステージ風景、会場内風景、企業 PR ブース及び交流ブース等）

（ク）イベントの動画記録（アーカイブ配信用）

イ 上記成果品に係る電子媒体（DVD-R 等） 1 部

(2) 提出期限

令和 9 (2027) 年 3 月 31 日（水）

7 留意事項

(1) 受託者は、本事業の実施にあたり、十分な経験を有するものを責任者として定め、

書面により県に報告しなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

- (2) 責任者は、企画立案、業務を実施する上で関係箇所との調整・交渉等、業務従事者の管理、指導を行い、業務の実施を統括すること。
- (3) 責任者は、県との連絡を密に行い、遅延なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保、安全管理を行うこと。
- (4) 受託者は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、あらかじめ県の承認を受けた上で、業務の一部を第三者に委託することができる。
- (5) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、県に帰属するものとする。また、本事業の実施にあたって、第三者が権利を有する著作物等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る手続きを行うこととする。
- (6) 受託者は、委託業務を実施するにあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (7) 受託者は、委託業務を行うにあたって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。
- (8) 事業実施のための個人情報及び情報セキュリティの取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。
- (9) 会場利用料、会場附属設備及び貸出備品利用料、出演者への謝金及び旅費など、事業に要する一切の経費はすべて委託料に含むこととする。
- (10) 委託料の支払いは、原則として事業完了検査後の精算払とする。
- (11) 委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上で定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 受託者は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者は、県の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するために、県から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、県の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために県から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するために、県から提供を受けた個人情報記録された資料等を、この契約完了後直ちに県に返還するものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するために、受託者自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は県に引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 受託者は、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 受託者は、県の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、県が受託者受託者に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、受託者は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、県に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、受託者は、受託者及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに県が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 受託者は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 県は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は受託者に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 県は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、県が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に関係する栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(業務の責任者及び従事者)

第2条 受託者は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、県に書面で報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 受託者は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

2 受託者は、特定した場所をあらかじめ県に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

3 受託者は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、県の承諾を得たときは、この限りでない。

(情報へのアクセス)

第4条 受託者は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を処理するために県から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

(技術的安全管理措置)

第5条 受託者は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、県から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) アクセス制御
- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセス等の防止
- (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(教育の実施)

第6条 受託者は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた受託者が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約

による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 受託者は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 県から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報
- (2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- (1) 県から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報
- (2) 県から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、受託者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
- (3) 県から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に受託者が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの
- (4) 県から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、受託者が独自に創作した情報

3 受託者は、県から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 受託者は、県の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 受託者は、県から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

第10条 受託者は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、県の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

- 2** 受託者は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
- 3** 受託者は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。
 - (1) 法令に基づき提供が求められた場合
 - (2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他受託者に対して本契約に基づき受託者が県に負うのと同様以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合
- 4** 受託者は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあつては、提供後速やかに）県に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

第11条 受託者は、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、受託者は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、県に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。
- 3 この契約による業務を再委託する場合において、受託者は、受託者及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに県が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 受託者は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び県から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、県の指定した方法により、県に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、この契約による業務に関して、受託者自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、県の指定した方法により、県に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受託者は、県から、この契約に基づき受託者が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに県に報告し、県の指示に従わなければならない。
- 3 受託者は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 県は、受託者がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、受託者及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 県は、受託者がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 県は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 県は、受託者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により受託者に損害が生じた場合であっても、県に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 県は、受託者若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、県に損害が発生したと認めるときは、受託者に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により受託者が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより県に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第19条 第7条、第8条、第9条、第10条、第18条、第20条、第21条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第20条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、県と受託者とが協議して定めるものとする。